

**登録教習機関の技能講習業務の廃止について**

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する同法第49条及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第23条の2に基づき、登録を受けた技能講習業務を廃止したので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

**1 廃止する登録教習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名**

(1) 登録教習機関の名称

茨城県鐵構工業協同組合

(2) 住所

茨城県水戸市笠原町600番地35

(3) 代表者の氏名

理事長 安達 次雄

(4) 主たる事務所

① 名称 茨城県鐵構工業協同組合

② 住所 茨城県水戸市笠原町600番地35

**2 廃止する技能講習**

ガス溶接技能講習

**3 登録番号**

第44-1号

**4 廃止する年月日**

令和8年3月31日

令和8年6月2日

茨城労働局長

